

令和4年度 事業計画

我が国は超高齢社会へと急速に進み、同時に人口も減少している。また、新型コロナウイルス感染症の影響はいまだに強く社会経済に悪影響を与えている。このような状況でも、経済社会の活力を保つためには全年代の人々がそれぞれの特性や強みを活かし、経済社会の担い手として活躍できる環境整備を進める必要があります。

特に、「生涯現役社会」の実現のためには働く意欲がある誰もがその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境整備を図っていくことが重要です。

高齢者の労働力人口や就業率は近年増加傾向であるが、65歳以降の者が持つ就労に対する意向を踏まえれば、今後さらに、個々の高齢者のニーズや状況に応じた活躍の場の整備を通じ、年齢にかかわらず活躍し続けることができる社会の実現を図ることが求められています。高齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会確保も企業の努力義務とされたところです。

一方、シルバー人材センターは、前述のような社会情勢や高齢者の就業ニーズの多様化等により60歳代の入会者が減少し、会員の年齢層の上昇や新規会員の入会不足など会員拡大が喫緊の課題となっております。

このような超高齢社会を迎える中で、シルバー人材センターの役割は、地方自治体や地域の関係者と協力してその地域における高齢者の中核的な活動拠点として、高齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的、短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、働くことを通じて喜びや生きがいの充実、健康維持、また、地域社会の活性化を図っていくことです。

当センターも、新型コロナウイルス感染症の影響を強く受け、会員数の減少、契約金額の減少が続いております。しかしながら、今年度も引き続き、公益性に配慮した運営に努め、シルバー人材センターの基本理念「自主・自立、共働・共助」に基づいて、泉佐野市をはじめとする関係当局のご支援や各種団体及び発注者からのご協力をいただきながら、財政の健全化と事業運営の効率化を進めます。加えて会員の拡大、就業機会の確保、適正就業の推進に努め、地域社会のセンターに対する理解と信頼を一層深め、高齢者の受け皿としての機能を十分に果たし、「社会の支え手」を実践できるよう第3期中期計画「シルバーかがやきプラン」に基づいて、積極的なシルバー事業推進に努めてまいります。

1 「シルバーかがやきプラン」第3期 中期計画の目標

- (1) 会員の拡大
- (2) 契約件数・契約金額の増加

2 令和4年度の具体的目標

- (1) 会員数 1,050人
- (2) 契約件数・金額(請負・委任) 2,048件 470,341千円
- (3) 契約件数・金額(派遣) 72件 56,998千円

3 目的達成のための具体的取り組み

(1) 就業開拓提供事業

公共や民間企業等の発注者に対しては、就業開拓専門員による訪問活動を積極的に実施し、これまでの仕事に加え新たな分野を含めた仕事を確保することで、会員が希望する仕事のニーズに応えます。

また、ワークシェアリングやローテーション就業等により適正就業の推進を図り、併せて未就業会員の減少に努めます。

(2) 普及啓発事業

泉佐野市やハローワークなどがおこなう各種イベントや大規模商業施設において、センターPR チラシを配布し、入会促進に努めるとともに、会員紹介キャンペーンや女子会員の加入促進を目的とした講習会の実施により、入会会員の拡大に取り組みます。

また、市町会連合会の協力を得て、入会案内チラシを全戸配布をいたします。「シルバーの日」に合わせて地域の環境美化や清掃活動をします。また、小学校下校時の安全パトロールなどのボランティア活動を積極的に推進します。そして、普及啓発活動の活性化のために参加・協力した会員にはポイントを付与し、獲得ポイントにより表彰や記念品の贈呈をします。

災害時支援協定に基づき、災害発生時には市の要請に応じて、市民の救助と災害復旧に努めます。

活動内容につきましては、「センターホームページ」「センター機関紙」「泉佐野市広報」「ケーブルテレビ」などあらゆる媒体を通じ、幅広く一般市民や企業等に対し、センター事業の普及啓発を行うことで、地域社会に当センター事業に対する理解と協力を求めてまいります。

(3) 世代間交流事業及び独自事業

泉佐野市施策と連携した「世代間交流事業」については、地域の親子を対象とした子育てを支援する「広場で遊ぼう事業」と、野菜の販売と園児を対象とした農業体験をおこなう「シルバー人材センターの店舗・ふれあい農園事業」を行っています。今後も泉佐野市と連携しながら、地域と交流できるよう継続実施に努めてまいります。

また、独自事業につきましては、「野菜と花の栽培と販売」事業として会員が栽培育成した野菜などの販売を行うことで、就業を通じて社会参加と生きがいにつながる事業として継続実施に努めるものとします。

(4) 研修・講習会事業

発注者のニーズに応えるためにも、会員が就業等に必要な知識と技能の習得を目的とした研修会と講習会を推進し、就業機会の確保を図るものとします。そのためにもより広い分野での研修会と講習会を実施していきます。

専門的な技術が必要とされる機械刈り除草については、その仕事に従事する会員が減少するなどして、発注者のニーズに応えることが難しくなっていますので、技能講習会を開催し、後継者会員の確保に努めます。

また、これまでの賠償事故のうちの多くが除草作業での飛び石による事故でした。除草作業の際に使用する草刈機については、効率の良い回転式から安全性の高いカルマー刃式の変更により、近年は事故件数が減少しています。安全作業を高めるためにもカルマー刃式草刈機の講習会を定期的実施します。併せて、交通安全や健康保持に関する講習会を開催し会員の安全就業や健康に対する意識についても高めていきます。

(5) 調査研究事業

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与するため、高齢者の就業や社会的活動等に関する調査研究を行います。

政府の働き方改革に対応した「同一労働同一賃金」の問題や消費税における「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」等の導入にかかる対応など社会経済情勢や雇用形態の変化に的確に対応できるよう、府内のシルバー人材センターや関係機関と情報交換に努めていきます。

(6) 相談事業

高齢者に対する就業機会の提供を促進するため、入会説明会・研修会、また就業相談会の開催を継続実施していきます。

入会説明会・研修会においては、原則、毎月第2と第4水曜日に開催します。また、ハローワークのシニアセミナーにおいて出張による入会説明会を開催します。

就業相談会においては、原則、毎週木曜日に開催することで、就業の確保と就業先における相談ができる機会を図るものとします。

(7) 安全・適正就業推進事業

センター運営の基礎であり、仕事の基本となるのが「安全就業」です。安全就業対策委員による安全パトロールを月1回程度実施します。また研修会の実施による指導等を推進します。

また、会員一人ひとりの健康の保持は、就業するうえで欠かせません。日常の健康留意と定期的な健康診断の受診を勧め、会員自らが健康状態の把握に努めるものとします。

適正就業の推進につきましては、「適正就業ガイドライン」に基づき、従来の請負・委任で受注することが困難な業務については、労働者派遣事業や職業紹介事業において対応し、やむを得ない場合は契約を解除するなどの是正措置を取るようにします。

(8) 労働者派遣事業

労働者派遣事業は、平成27年9月の労働者派遣法の改正により、60歳以上労働者の派遣期間の制限が撤廃されたことから、急速に拡大しています。

今後においても「自動車運転業務」や「販売補助業務」など、発注者と会員間において指揮命令がともなう業務は、労働者派遣事業として取り扱うことで適正就業の推進を図り、併せて受注拡大を目指します。

また、働き方改革の趣旨を踏まえ、会員の派遣先での同一労働同一賃金の確保に努めます。

(9) 職業紹介事業

高齢法の改正により、従来の無料職業紹介事業が有料職業紹介事業へと改正されたことをうけ、今後も就業機会のひとつとして職業紹介事業の推進に努めていきます。

(10) センター事業運営・事務局体制

センター事業を安定的に継続実施していくために、国及び市に補助金交付とその増額を今後も要求していきます。

事務局職員の意識改革や資質の向上を図るために、全シ協等の研修講習会に参加するなど人材育成に積極的に取り組みます。